

会 議 記 録

次の審議会（協議会）を下記のとおり開催したので報告します。

審議会等名称	平成29年度 第1回 近江八幡市情報公開・個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成30年 1月30日（火） 14：00～15：45		
開催場所	近江八幡市役所南別館 2階 教育委員会会議室		
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	【出席委員】 ◎南川諦弘 ○山本久子 富山郁子 山梶忠彦 【欠席委員】 山本昌仁 【事務局】 （総務課）山本知子、深尾朋広、中島駿介 【説明者】 （システム管理課）大東勝、竹山兵庫 （図書館）奥村恭代、澤千央 （農業委員会）北川宗司、辻貴弘 【傍聴者】 なし		
次回開催予定日	未定		
問い合わせ先	近江八幡市総務部総務課 T E L 0748-36-5558 F A X 0748-32-3237 E-mail 010408@city.omihachiman.lg.jp		
会議記録	発言記録 ・ <input type="checkbox"/> 要約	要約した理由	長時間の会議であるので、内容を明確にするため。
内容	別紙のとおり		

<p>事務局 総務部長 事務局</p>	<p>1. 開会 2. あいさつ 3. 審議会の成立の報告 （委員数5名の内4名出席による） 自己紹介（委員、事務局、説明員） 4. 委員長・委員長職務代理の選出 □ 山本委員より南川委員の推薦、委員各位異議なしにより可決 □ 南川委員より山本委員を委員長職務代理に指名、承諾</p>
<p>説明員</p>	<p>5. 議第 (1) 基幹系システム（住民基本台帳・税等）のオンライン結合について ・システム更新の時期を迎え、湖南5市（草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市）とおうみ自治体クラウド協議会（※平成30年4月1日に米原市が加入予定）を組織し、新たに基幹系システム（住民基本台帳、税、税金料金窓口等窓口システム等）の構築、運用を平成30年10月より開始する予定をしている。 (国民健康保険システムは県広域化により平成30年4月より運用開始予定) (先行団体で運用実績有) ・市役所内に電子計算機のシステムを設置し運用していたが、新たに大津市内のデータセンターに設置し、専用の回線を通じて使用する。 ・運用保守のため、草津市等の保守センターとも接続し、サポートを受ける。 ・本市としては、初めての外部へのデータ保管、自治体クラウドサービスの利用他、外部との接続が必要になるため、個人情報保護条例に基づき外部設置及び接続について諮問する。</p>
<p>～委員より質問～</p>	
<p>委員</p>	<p>・それぞれのシステムをデータベースで繋いでいるが、他市のデータは見られないということでした。説明の中であったかと思うが、災害時は、特別見られるということですか。</p>
<p>説明員</p>	<p>・今後の検討課題としてあるが、今のところは、そういう手続・手段はなく、しない予定です。 可能性としては、例えば、近江八幡市役所が倒壊したときに草津市役所で証明書発行事務、災害の援護事務等を行えるということが想定の中ではありますが、具体的にどうしていかうかというところまでは至っていません。</p>
<p>委員</p>	<p>・それでは、今のところは、みんなで一緒にやるというのは費用的な面ということですか。</p>
<p>説明員</p>	<p>・費用的な面と、従来個別のシステムを使っていたため、職員間の事務の交流ということもなかったが、事務の標準化、どこの市町村でも同じ仕組みを持って運用することになり、窓口業務の一部委託、例えば派遣会社の方を雇う際に、より大きな枠組みででき、安価にあがるだろうということも含めて協議をされています。</p>
<p>委員</p>	<p>・6市、米原が入って7市ということですが、先ほど説明されたように、各団体が他のデータは見られないように、分からないようにということですが、言われている割には、世間的にはとても流出が多い。本当に大丈夫なのですか。</p>
<p>説明員</p>	<p>・今起こっているような、紙面を賑わせている話で行くと、インターネット回線上のことになっています。今回の場合は、閉じたネットワーク、専用線</p>

	<p>を繋いでいるので、データベースの中に入ることにはできないということです。</p> <p>・権限のある者しか接続することもできません。セキュリティ面では、今パソコンを起動するにあたっては、静脈認証が標準になっています。これについては、マイナンバーの施行があった関係で、ネットワークの分離が総務省からも通達がされていまして、近江八幡市は基幹系のシステムは、従来からネットワークの分離ということで、事務用と基幹系は全く別の回線を使っており、混ざることはありませんでしたが、マイナンバーの運用に合わせ、事務系のネットワークであってもインターネットを別にしました。USB等を介し、又は一定の権限を与えた者については各系統のデータのやりとりはありますが、基本は、基幹系というものに守られた情報になります。静脈認証をかけ、業務時間中だけの運用、記録も継続してとられますし、セキュリティのある回線を使います。保守については、保守センターの中でも静脈認証、入退室管理等されたセキュリティエリアから特定の人しかアクセスをしないということになっており、その許可については電話でやりとりをしたあと、繋ぐという事になりますので、今考えられるセキュリティについては、一定担保されているということになります。</p>
委員	<p>・セキュリティという問題は、大きいと思いますので、それが十分に出来ているのか、出来ていないのかが重要だと思います。その辺十分注意していただければと思います。</p>
説明員	<p>・新しいシステムに合わせ、職員の研修・訓練等を順次していかなければならないと思いますし、今現在も、マイナンバーの施行の関係もあり、研修の機会も設けておりますので、その中で、外部的な要因もありますが、内部的な流出がないように、又委託契約の関係につきましても個人情報保護に留意する事も盛り込みながら運用していきたいと思っています。</p>
委員長	<p>・今回、審議会に諮問されたのは、条例の第11条第2項の規定によってかと思えます。要するにオンライン結合しないという原則ですが、クラウドというのは、要するに「雲」で、そこに置くということであって、7市間で閉じているということですから、そういう事からいうと、これは結合に当たるのかという基本的な疑問があります。</p> <p>・ただ、先ほどの質問の際に、将来的には、情報の共有というか、災害時等という話がありましたが、それも当面はという話でした。</p>
説明員	<p>・将来そのようなことも考えられるということを含めて諮問されているのか。閉じたものとして諮問されているのか。つまり、将来共有するという場面があったときに再度諮問されるのか。まず諮問の意図を伺いたい。</p> <p>・共有というように申しましたが、災害があった際に場所を使うということはあるとしても、回線としては、独立して、近江八幡市の職員が出向いて、近江八幡市のデータを扱うということです。</p>
説明員	<p>・近江八幡市の支所が代わりに草津市の一部、市役所なりにできるというイメージです。</p>
委員長	<p>・今回そのようなことかといいますと、クラウドの話としては、結合ではないのになぜ諮問したかということですが、リモートメンテナンスサービスで常時ではないが、そのときに限って、情報がそちらのサービス業者に移るということで結合ということになっているのですか。</p>
説明員	<p>・イメージとしては、遠眼鏡に見ることができるということです。データの移動自体は起こり得ないと考えています。状況の把握と操作はできますが、データ自体が相手側に届くということはないです。</p>
委員長	<p>・ということは、見えるということとはつながっている、結合しているということ、で、諮問されたということですか。</p>

説明員 委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・そうです。 ・分かりました。接続の際もセキュリティをしっかりとけるということですし、VPNでやるということですから、流出のおそれがまずないと、むしろ堅すぎるといようにいわれますからね。
説明員	<ul style="list-style-type: none"> ・先行的には5市でされて、後追いでということですか。 ・平成28年の10月に草津市が稼働しまして、この平成30年1月に守山市が稼働、近江八幡市は平成30年10月ですから3番目になります。あと3市が合わせて平成31年の10月からということですか。
委員長 説明員	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムは、先行してということですが。 ・国保の広域化と呼ばれるものがありまして、現状の汎用機では改修費が莫大になって対応しきれないということで、そちらだけ前倒して稼働するということになります。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・安く安全にということ、安全性は確かに分かりますが、安くというのはなるのですか。
説明員	<ul style="list-style-type: none"> ・あまり安くはなりません。他市は、汎用機と呼ばれる古いものから2,3回と乗り換えており、なおかつ、乗り換えの切り出しの費用を盛り込んで契約されています。前時代のものから、現行の協議会のシステムを使うに当たっては、6~7割減の費用効果があったと言われているのですが、近江八幡市の場合は、ハード的には新しくしていますが、昭和63年のものをずっとひきずって、あまりお金をかけずにきたこともあり、劇的には安くならないです。単独で自庁式の今現在のもと同程度の大きなコンピュータをもつとなると、1.5倍程度かかるので、現行と比較して、同程度若しくは多少高くなるかなというところですが、運用人員がかなり少なくなります。各課が処理することになり、そこでコストメリットはかなりあると思います。事務の共通性、考え方が先行市に合わせていけますので、その辺で単独とするより優位と考えています。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・このようなシステムを国の方でも進めているということですが、進める限りは、お金も国で何とかしますという話になっているのですか。
説明員 委員長 説明員	<ul style="list-style-type: none"> ・今のところ近江八幡市の場合は、もらえるものはない状況となっています。 ・クラウド協議会の協議の頻度は、どの程度ですか。 ・定例会のようなものは、運営協議会ということ、多くは草津市で月1回行っています。
委員長 説明員	<ul style="list-style-type: none"> ・全面的に稼働した後も、コンスタントに行われるのですか。 ・基幹系システムをいれるために立ち上げられた協議会ですが、市役所内の各種情報システム（事務系システム、地図、インターネットのホームページの関係、財務会計等）が基幹系システムと別にありますが、順次更新の時期を見ながら、新しい、より安いものを共同調達において、スケールメリットを活かして、価格交渉をして順次新しいものを入れてきたいという考え方を持っておられます。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市内のデータセンターは、どこにあるのですか。
説明員	<ul style="list-style-type: none"> ・場所は、公にしない方がいいのですか。 ・具体的には言えませんが、色々な施設が建っている近くにあり、地盤的には安定していると聞いています。 ・データセンター自体は管理上、ISMSといわれるISO27000という規格を受けて、それに準じて管理をしているというように聞いています。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・他に何かご質問ございますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・では、事務局にお尋ねしますが、承認・不承認の決をとるにあたっては、説明員は退出してもらわずに、在席のままでもよろしいですか。 <p>今回、特に問題ないと考えていますので、そのまま結構です。</p>

委員長 | それでは、お話ししたいと思いますが、この諮問案件ですが、承認ということでもとめさせていただいてよろしいですか。
何かご意見等ございますか。

異議なしにより承認

委員長 | それでは、2つ目の図書館のシステムのオンライン結合について担当課からご説明をお願いします。

説明員 (2) 図書館システムのオンライン結合について

- ・現行使用している図書館システムが、平成30年10月で更新となる。おうみ自治体クラウド協議会において、共同調達を行い、共通のシステムパッケージを使用し、経費削減、セキュリティ機能強化を含めた利用サービスの向上を図ることとなる。
- ・おうみ自治体クラウド協議会では、新たな通信回線、インターネット回線を通じて、事業者NECの図書館クラウドサービスが運営する庁外の情報システムと図書館を接続し、サービスとして利用していくこととなる。
- ・このクラウドサービスは、データ及びサーバ等の機器類は外部のデータセンターにあり、端末のみにて使用する形のほか、限定的だが、大阪、東京の保守拠点からの接続もされる。
- ・データの外部保管、運用のほか、外部との接続につきまして、個人情報保護条例に基づき諮問する。

～委員より質問～

委員 | ・神奈川のデータセンターに全てのデータを預けるということですが、データはどの程度保存されますか。

説明員 | ・機械の更新保守の耐用年数が5年ということになるので、1、2年程度の延長があつて最大7年ぐらいで、機械の更新は起きるかと思います。

・おうみ自治体クラウドの場合は、おおよそそのようになりますが、図書館システムは、クラウドということで、どなたのデータがどこの機械に入っているのか分かりません。

・クラウドになった理由でもありますが、ずっと使い続けると、特定のメーカーに固執にしまい、値段が高くなっていく傾向がありますので、どこにでも移れるような形で、メーカーの切替え、入札によって安価に運用できるようなことになっています。

委員 | ・昨年図書館20周年でしたが、その際に20年分の図書資料を出されたと思います。7年でもいいというわけですね。

説明員 | ・契約期間は、平成30年10月から平成36年9月までの72ヶ月ということになっています。

説明員 | ・共同利用の都合で参加団体が揃ってから5年の運用というように一旦決まっています。

・再入札再調達を掛け、安価であれば同じメーカーということになりますし、より良く、安いところがあればそちらに変わるということになります。

・年毎の資料は他のデータ、紙等で残しますが、貸し出し情報というのは即時消えてしまいます。

委員 | ・10、20周年とか大きなものになったときに、今までのものがどれだけあったかというのが分かれば便利かなというように思います。

説明員 | ・蔵書情報自体は、別の枠に移っていきます。

委員 | ・図書館の中で個人情報にかかる部分は何がありますか。

説明員 | ・住所、氏名、生年月日、電話番号、保護者名(子どもの場合)、学校、勤務先、市外在住利用者等となります。その他にメールアドレスも記載しても

		らっています。全て利用登録者、申請されて、利用登録していただいた方の個人情報となります。
委員	長	・利用情報としましては、貸し出し（予約記録）、レファレンス記録、複写記録、ネットワークの利用記録、督促記録等があります。
説明	員	・近江八幡市の図書館の蔵書数はどれくらいですか。
委員	員	・近江八幡図書館が28万9千、安土図書館が12万8千、合計で41万8千冊ほどです。
委員	長	・随分長い間機械も使い続けてきたということで、今後も情報が漏れずにスムーズにできるといいですね。
委員	長	・管理されている個人情報も、センシティブ情報ということでもありません。
委員	員	・図書利用が多い者からすると、図書情報というのはオープンで共有できるというのが一番良い話ですし、なるべく活用できるのがいいと思います。クラウドシステムも、積極的に活用できたらいいなと思います。
委員	員	・近江八幡市の図書館を利用したことがないので分かりませんが、よく利用している県内の別の図書館では、県内の図書館横断検索により、どこの図書館に蔵書があるという情報が出てくる。
説明	員	・図書館にアクセスしたら貸し出し中等の情報にたどり着けたりしたと思うが、現在それは近江八幡にもあるのですか。
説明	員	・近江八幡市でもあります。
説明	員	・では、システムが変われば、利用者側からすれば何が変わりますか。
説明	員	・利用者側から見れば特に今と変わりません。
委員	員	・ただ、クラウドサービスにすることにより、新たなサービス、読書手帳も導入しますし、自分で今まで何を借りたかという履歴がわかるようになります。
委員	員	・自宅から、今まで自分が借りた物が分かるということですね。
説明	員	・図書館では教えてはもらえないのですか。
委員	員	・履歴は図書館では見えない。消えてしまいます。
委員	員	・自分だけが分かるということです。
委員	員	・これはよく言われていましたが、自分自身が何を借りたか分からなくなって何度も同じ物を借りてしまうということがあります。
委員	員	・自分自身で分るようになるというのは、良いですね。
説明	員	・その際の本人確認としては、名前、生年月日ということですか。
説明	員	・基本的にはID、パスワードが主になるかと思います。
委員	長	・IDとパスワードを入力し、番号に紐づく図書データしか見られないということですか。
委員	長	・国立国会図書館のものを私も持っていまして、ID、パスワードをいれてアクセスします。
委員	員	・ID、パスワードが増えてきて沢山覚えるのが大変で、その辺がもうちょっと簡単になるといいですね。
説明	員	・検索スピードは今までと同じくらいですか。
説明	員	・より早くなると思います。
説明	員	・他にどうでしょうか。ございませんか。
説明	員	・それでは、諮問について承認・不承認の決を採りたいと思います。承認ということでまとめさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。

異議なしにより承認

事務局		・今回議事にあげていましてはこの2件ですが、今回その他ということで農業委員会・総務課より報告・説明をさせていただきます。
-----	--	--

6. その他

説明員

(1) 農地情報公開システムについて

- ・法令用務等を行うために、基礎資料である農地台帳等を農地情報公開システムにより整備をしている。
- ・本市だけのシステムではなく、国で設計されたシステムにより全国一律で使用されている
- ・担い手に農地の集積、集約を支援する観点から、平成25年12月に農地法の改正により、全ての農業委員会等に管内の農地情報を記載した農地台帳及び農地地図の整備、農地の公表項目と農地地図をインターネット又はその他の方法により公表することが法律上義務付けられ、農業委員会では、現在それを公表している。
- ・農業情報公開システムは2段階あり、フェーズ1で一般国民に公開情報を公開する、フェーズ2として農業委員会の事務処理のシステムを構築することで、各種調査等がスムーズにできるように平成27年に構築された。
- ・フェーズ1は、全国農地ナビというものがインターネット上であり、全国の農地情報を見ることができるというもので、個人情報を含んでいない。
- ・フェーズ2は、各種行政調査が出来るように、個人情報を含んでいる。一旦システムにあげ、そこから県、全国各都道府県の農業会議が照会できるというもの。平成29年の3月から稼働している。
- ・法的根拠は、農地法第52条の3、「農地法の運用について」第6の2項。
- ・各農業委員会等利用システムはL G W A Nネットワークを利用しており、地方公共団体専用の閉ざされた総合行政ネットワークを介して個人情報を農地情報公開システムに出している。

～委員より質問～

委員長

・農地は、誰の所有か分からないということはないのですか。農地は全て把握できているのですか。

説明員

・相続未登記というのがたくさんあり、そのような部分も国で問題になっており、どのように調査し、特定していくかというのをこれから国の方で方向性を定めていくところです。

委員長

・1割から2割ぐらいが相続が放置されており所有が分からない状態です。

説明員

・中々把握はできませんよね。
・これは農地ですが、森林はどうでしょうか。
・農業委員会としては、あくまで農地までの管理です。
・農地の問題という場合は、ある程度把握している部分はありますが、その辺の部分がはっきりと出てきますので、農業をしている場合には、大助かりというのが現状です。

委員長

・近江八幡市の場合は、農地の集積・集約は進んでいるのですか。

説明員

・県内ではトップです。約70パーセントです。

委員長

・かなり把握されているということですが、自分では耕作できないという人も多数おられると思います。これが運用されることにより、代わりにやりましようというようなことは実現しているのですか。

説明員

・農地ナビというものを使うと、耕作者の色分けがあり、例えば赤色・黄色があり、誰がまでは分からないが、一人の方が集積されているというのが分かるので集積の方にはかなり役立っているのかと思います。

説明員

・利用意向調査というのを毎年とっており、その情報をこちらに反映するという事になっています。

説明員

・その際に、貸したい売りたいという項目があり、公表に同意する・しないというところまで書くようになっています。同意するとなると、例えば、この土地は貸したいと思っておられる等、そこで見ていただくと分かるように

委員長	なっています。 ・ただ、現在、国の方で不具合が発生しており、情報が1，2年前の情報で止まっているという状態です。
説明委員長	・現在、1,680の農業委員会等で約5,000万筆公開ということですが、全体のどれくらいの割合ですか。
委員長	・公表は約9割なので、おおよそそれくらいになるかと思います。
	・他に何かご質問ございますでしょうか。
	・それでは、農業委員会の報告は以上とさせていただきます。
事務局	(2) 情報公開制度・個人情報保護制度の実績について ・平成26年度から28年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実績について、件数等報告。 ・原則全部公開することになるが、個人情報である氏名、印影等があればその部分は隠して部分公開する。 ・数値的には、年度間でそこまでの変動はないが、資料提供。

～委員より質問～

委員長	・情報公開ですが、行政経営室が請求2件、非公開となっておりますが、行政経営室とはどのようなご担当なののでしょうか。それと非公開の理由はどのような内容なののでしょうか。
事務局	・行政経営室は主に、行政改革を担当していますが、指定管理者の選定をする審査会の事務局をもっており、その提案書内容に対する情報公開だったかと思えます。
委員長	・それは営業の秘密で非公開という理由ですね。
	・指定管理で、今文芸の郷の理事をしまして、3年毎の指定管理ですね。
	・建築課に対する情報公開請求が断トツ多いですね。印影とか、個人情報はマスキングしてということですが、これは第三者が請求されるのですか。
事務局	・そうです。
委員長	・建築基準法上は、建築計画概要書というのは、法律で見られるようになっていますよね。情報公開条例に基づいて請求されているということは、それ以外の部分を見たいということなのですか。
事務局	・基本的に閲覧はしていただけますが、手元にほしいということで、情報公開請求をされて、写しを交付しています。
委員長	・法律は閲覧ですね。
事務局	・平成28年度は建築課ですが、同じ仕事ですが組織改変により、平成27年度は住宅課に動いています。また平成26年度は建築課です。
委員長	・結構請求がありますね。
	・しかし、不服申し立ては0ですね。あれば、審議会が開かれますよね。
事務局	・基本的には、ありませんでした。
事務局	・一番下の段ですが、保有個人情報の開示請求は、ここ2、3年ではずいぶん伸びています。
事務局	・この部分については、病院関係が大半です。カルテであるとか、そういったものが多かったと聞いています。
	・市長部局での保有個人情報の開示請求ですと、最近、住民票を本人以外が取得した際に、通知するという制度があり、どなたかが相続等の関係で取得された等があると、登録があった場合に本人宛に通知が出ることにより、誰がとったのかということで、自己の情報公開請求をされるという案件が多くなっています。
委員長	・登録されている方は多いのですか。
事務局	・市民全体から見ると登録されている方のほうが少ないです。

委 員 長

- ・最近そのような制度が他の自治体でもありますよね。
- ・他特になければ、以上でよろしいでしょうか。
- ・せっかくの機会ですし、全体を通じて何かありますか。

～委員間で、情報公開等の情勢に関し意見交換～

事 務 局 | 7. 開会